

ワンストップ特例を申請される皆様へ

お申し込みいただいた、寄附金税額控除に係る申告特例申請（ワンストップ特例）の申請書を送付いたしますので、必要書類を添えて返信ください（翌年1月10日必着）。
今後も神崎市へご支援いただきますようお願いいたします。

必要書類

提出書類 1 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」（同封の申請書）

提出書類 2 下記の①【1種類】 ②【2種類】 ③【3種類】の中からひとつ。

① マイナンバーカードの写し（両面）

②・番号通知カード(※)の写し もしくは マイナンバー付きの住民票の写し
・写真付きの身分証明書の写しを1種類
(運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、各障がい者手帳など)

③・番号通知カード(※)の写し もしくは マイナンバー付きの住民票の写し
・写真なしの身分証明書の写しを2種類
(健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、公共料金の領収書、納税証明書など)

※令和2年5月25日より、氏名・住所等が住民票の記載事項と一致しない番号通知カードは、マイナンバー確認書類として利用できなくなりました。変更が生じている場合は、「マイナンバーが記載された住民票の写し」もしくは「住民票記載事項証明書」をご提出ください。

【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、上記特例が適用されませんのでご注意ください。詳しくは別添の《ワンストップ特例申請に関する注意事項について》をご確認ください。

《ワンストップ特例申請に関する注意事項について》

【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合（主な事例）

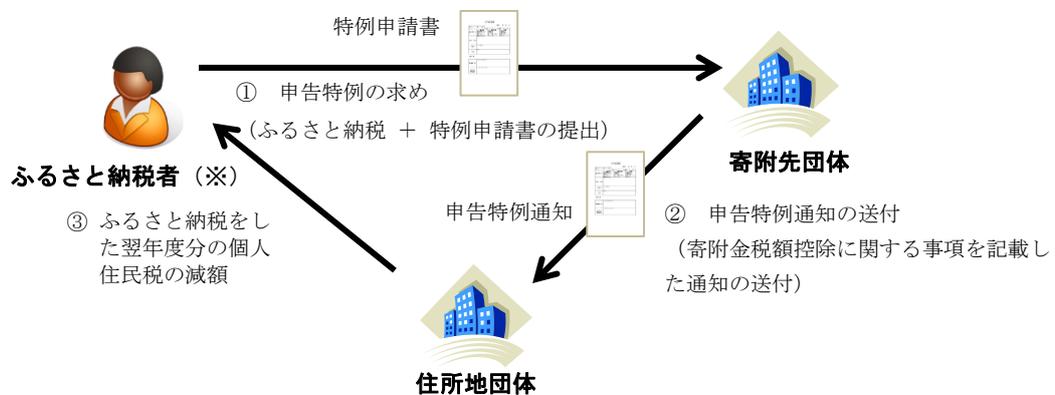
- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ 6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

※ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに寄附先自治体へ届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要



(※)ワンストップ特例が適用できるのは、下記について全て該当する方のみです。

- ・確定申告や住民税申告をしない方(する必要がない方)
- ・年間寄附先が5団体以内の方